

尾張旭市監査公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

平成29年4月28日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

## 定例監査報告書

### 1 監査の種類

定例監査

### 2 監査の対象

総務部（総務課、災害対策室、行政経営課、財産経営課、検査課、税務課、収納課）

### 3 監査の期間

平成29年2月17日から平成29年3月29日まで

### 4 監査の方法

平成28年度（平成29年1月31日現在）における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

### 5 監査の結果

各課等所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められた。その中で、一部の課において不適切なものが次のとおり見受けられたことから、今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

### 6 指摘事項

(1) 防災訓練仮設物等設営委託において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を採用した理由が明確ではない。随意契約ガイドラインの随意契約の適正な運用のための指針に、「その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき」とは、その契約の性質、目的等から特定の者と契約しなければ、契約の目的を達成できない場合や契約の目的を達成するための履行条件を満たす者が特定されるなど、競争入札を実施することが不可能又は著しく困難な場合、と示されている。

また、同委託業務委託において、契約書に記載の契約保証金の免除理由が、尾張旭市契約規則第32条第3号となっているが、免除の理由として同号には該当しない。（災害対策室）

(2) 自治体メール配信システム事業の契約書において、支払遅延利息の率が年3.4%になっているが、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づく遅延利息の率は平成28年4月1日より年2.8%に改正されている。（平成29年4月1日より年2.7%に再度改正）（災害対策室）

(3) 庁舎駐車場管理業務委託において、尾張旭市契約規則第32条第3号の規定により契約保証金を免除としているが、免除の理由として同号には該当しない。

(財産経営課)

- (4) 道路補修工事において、個人情報に記載されてある文書を裏面活用用紙として、予定価格書の封筒を貼り付けしている。

平成16年12月20日付け助役通知「用紙の裏面活用に関する基準」では、個人に関する情報等が記載された文書は、裏面活用用紙として使用してはならないこと、公文書として保存されるものは、裏面活用用紙を用いて作成することができないこととされている。(財産経営課)